東京都スポーツ少年団登録規程

- 第1条 この規程は、東京都スポーツ少年団規程第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者 および役職員の登録に関することについて定める。
- 第2条 登録は、新規登録ならびに更新登録とし、日本スポーツ少年団所定の用紙によって行なう。
 - 2 新規登録は、当該年度に新しく結成した単位スポーツ少年団並びに指導者となった者の登録とする。
 - 3 更新登録は、前年度にひきつづいて登録する単位スポーツ少年団並びに指導者の登録とする。
- 第3条 各区市町村スポーツ少年団本部は、単位スポーツ少年団の登録をとりまとめ、毎年7月3 1日までに登録用紙に記入し登録料をそえて、東京都スポーツ少年団へ提出する。
- 第4条 登録料は次に定めるとおりとする。
 - (1) 団員登録 年額1人当たり500円 (含 日本スポーツ少年団登録料300円)
 - (2) 指導者登録 年額1人当たり1,200円(含 日本スポーツ少年団登録料700円)
 - (3)役員登録 年額1人当たり800円

(含 日本スポーツ少年団登録料700円)

- 第5条 登録を認定した団には認定証を交付する。
 - 2 登録した団員には団員証を交付する。
 - 3 登録した指導者には指導者証を交付する。
 - 4 登録した役員には役員証を交付する。
- 第6条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、東京都スポーツ少年団常任委員会の 承認を得て、施行細則を別に定めることとができる。
- 第7条 この規程は、東京都スポーツ少年団委員総会の承認を得て変更することができる。
- 第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成7年4月1日から施行する。(登録料改定)
- 4 この規程は、平成13年4月1日から施行する。(登録料改定)
- 5 この規程は、平成23年12月14日理事会議決により一部改正。
- 6 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 7 この規程は、平成27年3月19日、東京都スポーツ少年団委員総会で同意。(第6条から第8条 追加)
- 8 この規程は、平成27年3月27日理事会議決により一部改正。
- 9 この規程は、平成27年4月1日から施行する。